

社会契約の再構成

社会的排除とフランス福祉国家の再編

田中拓道 Tanaka Takuji

1 はじめに

本稿の目的は、1990年代以降ヨーロッパ各国やEUの社会政策で頻繁に参照されてきた「社会的排除」「包摂」概念につき、フランスにおけるその歴史的系譜と、現在の問題状況を探ることにある。すでにこの概念の分析や各国の政策動向については、多くの研究が蓄積されている¹⁾。本稿ではこの問題を二つの視角から扱う。第一に、近年の議論を「市民権 (citoyenneté)」への理解とのかかわりから、特に「市民であること」の権利と義務の対応関係に着目して、歴史的文脈の中で検討することである。第二に、「市民であること」の権利・義務関係を正統化する論理として「社会契約」に着目する。近年の「排除」「包摂」論における契約論アプローチの再生を、近代社会の構成原理である「社会契約」の再構成の試みと把握することで、その特徴および問題点を探る。

以下では、2 フランス革命期の「市民権」の理解について素描した後、3 20世紀に成立する「社会的市民権」、4 1970年代後半以降の「排除」の顕在化と「社会的市民権」の問い直し、という順に考察し、最後に5 現代フランスの社会的包摂論の評価と課題について論じる。

2 フランス革命期の「友愛」——包摂I

フランス革命は、身分制秩序や伝統集団の中に埋め込まれた個人を、自由・平等な法的主体として規定しなおし、自然権を有する個人同士の「契約」に基

図表1 フランスにおける包摂論の三つの系譜

	時期	貧困の表象	貧困への対応	包摂の理念	具体的対策
	中世	乞食・浮浪者	周縁化	慈善	慈善行為/監禁
包摂Ⅰ	フランス革命	人民	権利の主体化	友愛	公的扶助
包摂Ⅱ	19世紀～ 20世紀	労働者＝ 危険な階級	社会統合	連帯	社会保険 (保障)
包摂Ⅲ	1980年～現代	排除	社会的包摂	新しい連帯	参入(包摂)政策

づく新たな秩序を樹立しようとする革命であった。旧体制の下で、宗教的慈善もしくは公権力による監禁・処罰の対象とされてきた貧民(物乞い、浮浪者など)も、「友愛」の理念の下に、権利を担う主体(「人民」)の一員として包摂される²⁾。ラ・ロシュフーコー＝リアンクールは、1790年に国民議会に設置された物乞い根絶委員会の中で、次の有名な宣言を行っている。「すべての人間は生計にたいする権利を有する」。「貧困は、人間の諸権利にたいする侵害である」³⁾。1791年憲法第1編基本条項には、公的扶助の権利が明記され、1793年憲法第21条では、就労機会の保障と公的扶助が国家の「神聖な債務(dette sacrée)」と評された。

しかし、これら革命期の宣言が、20世紀に成立する社会権の直接の起源となったということとはできない。革命期の秩序像には、「社会契約」という論理に伴う次のような困難がはらまれていた。個人の自発的な「契約」という論理を実質化するためには、伝統集団に埋め込まれた個人があらかじめ自由な存在へと析出されていなければならない。フランス革命では、1791年ル・シャブリエ法をはじめとする一連の立法によって中間集団の廃止が実際に進められ、国家と個人の二極構造の同時析出が目指された。しかし、伝統的紐帯から析出された個人とは、具体的には、様々な「リスク」に曝された脆弱な存在にすぎない。こうした個人の安全を国家が一元的に保障するならば、国家に要請される権力は原理的には無制約となる。フランス革命期に唱えられた生存権や扶助の権利は、それを実現する資源の欠如に直面した。個人と国家から成る二元論的な秩序像は、革命中期のジャコバン独裁と秩序の混乱をもたらしたとして、総裁政府期以降、多くの思想家による批判の対象となっていく。

19世紀以降のフランスの社会思想は、「福祉国家(État-providence)」と「社会(société)」の対抗という軸によって把握できる⁴⁾。およそ20世紀半ばに至るまで、「福祉国家」とは、革命によって伝統的紐帯から切り離された個人を統治するための集権的・専制的国家を指していた⁵⁾。一方「社会」とは、地域共同体や様々な中間集団からなる自発的な相互扶助ネットワークの集積であり、単なる経済的關係(「市場」)ではなく、「モラル」の共有に基づく関係である。「社会」の再組織化によって集権的國家の権力を抑制し、秩序を具体化することが、ジャコバン主義的伝統に対抗する論者の共通の関心となる。

3 20世紀の「社会的連帯」——包摂Ⅱ

(1) 社会的連帯

第三共和政期に登場する「社会的連帯(solidarité sociale)」の理念は、フランス革命以降の思想対立を乗り越えるものとして提唱された。それは社会保険の導入を正統化し、20世紀以降の社会保障の基礎を提供することになった。以下では「市民であること」の権利・義務の対応、「契約」論の変質という二点について、この理念の内容を検討しておきたい。

「連帯」の思想は、第三共和政中期に主導権を握る急進共和派——急進社会党指導者レオン・ブルジョワや社会学者エミール・デュルケームなど——に唱えられた。彼らは分業化された個別の職能を担う個人同士の相互依存を「連帯」と称し、それを巨大な一つの「保険」に喩える⁶⁾。それはおよそ以下のような論理から成る。

第一に、個人は自然権の所有者ではなく、社会関係の中でのみ権利を獲得するとみなされる。個人は与えられた個別の職能を充足し、社会の目的である「人間性の進歩」に貢献すること、公教育や衛生教育を通じて秩序を脅かす「リスク」(病気、事故など)を最小化することを、「義務」として課される⁷⁾。

第二に、「連帯」の秩序に属する個人の自律を脅かす出来事——労働災害、病気、老齢など——は、集合的「リスク」の個別的発現へと読み替えられ、それへの補償責任が成員同士に共有される⁸⁾。個人は一定の義務を充足する代わ

りに「リスク」への補償という権利を付与される存在とみなされる。

第三に、こうした権利・義務の対応は、「準契約」という論理によって正統化される。準契約とは、個人が「リスク」を蒙る以前の自由・平等な状態であると仮定した時、自他の蒙る「リスク」への補償責任を共有し、それに伴う義務（職能充足、リスク最小化）を承認するはずである、という想定を指す⁹⁾。こうした「契約」を能動的に選択しない個人（学校教育からの離脱、労働の忌避、市民的生活習慣の拒否など）は、社会的な「異常」者にとらえられ、精神治療やソーシャル・ワーカーによる矯正の対象とみなされる¹⁰⁾。

以上のように、「連帯」の思想は、産業社会を担う個人と社会の間に擬似「契約」を想定することで、個人の権利（「リスク」補償）と義務（職能充足、「リスク」共有と最小化）の対応を導こうとするものであった。ここで重要なことは、「契約」を行う個人の自発性を担保するために、個人と国家の二元的秩序に代わり、同業組合や共済組合などの職域的中間集団の媒介が要請される、ということである。「連帯」とは、〈下から〉の中間集団自治（職域ごとの「リスク」共有）と、〈上から〉の限定的な国家管理（公教育、公衆衛生、中間集団間の調整）を組み合わせることで、個人の自発性と社会統合を両立させようとする秩序原理であった。

（2）戦後福祉国家

戦後社会保障の基礎を提供したピエール・ラロック構想は、国家による一元的管理と均一給付を定めたベヴァリッジ案と異なり¹¹⁾、共済組合や労働組合の自治を取り込みながら社会保障の一般化を図ろうとするものであった。保険拠出は主に労使に委ねられ、当事者による金庫の自主管理（「社会的デモクラシー」）が目指される¹²⁾。それは戦前の連帯主義の延長上に戦間期の革新官僚に唱えられた計画化および「コルポラティズム」論の系譜に連なり、労使団体の自治を国家が補完することで、労働者を産業社会へと〈上から〉統合する企てであったとみなされる¹³⁾。戦後社会保障における労働組合の優越的地位は、こうした統合の手段として付与された。

戦後フランス福祉国家は、労使の「職域的連帯（solidarité professionnelle）」

を基盤とし、職域代表に自主管理される保険金庫（地域、下級）への財政補完と最小限の公的扶助を組み合わせることで、間接的に「国民的連帯（solidarité nationale）」を実現しようとする¹⁴⁾。この体制の下に属する個人は、公教育によって「社会化」され、長期雇用の下で個別の職能を充足し、家族を扶養する義務を担う。その一方で、雇用保障・給与補填・労働時間短縮などを「権利」として付与される。こうした権利・義務の対応を選択しない（できない）個人は、例外的な「社会援助（aide sociale）」によって把捉され、最低限の生存を保障されるにすぎない。

4 福祉国家の危機と「新しい連帯」——包摂Ⅲ

戦後福祉国家が成熟に至る1970年代後半は、「栄光の30年」と称された経済成長の終焉とともに、「福祉国家の危機」が顕在化する時期でもある¹⁵⁾。フランスでこの時期以降語られ始めた「排除（Exclusion）」は、1970年代と80年代以降で異なる意味内容を有する。

（1）1970年代

1970年代に現れた福祉国家批判は、当初行政官・経済学者などに担われた。R. ルノワール『排除された人々』（1974年）、L. ストレル『豊かな国における貧困の克服』（1974年）は、経済的繁栄と福祉国家の成熟のただ中において、そこに包摂されない「排除された人びと（Exclus）」が恒常的に生み出されていることを指摘した¹⁶⁾。これらの人びとは、学校離脱者、暴力行使者、アルコール・薬物中毒者、移民などの「社会的不適応者」である。ルノワールによれば、「不適応」の原因は単なる経済的困窮ではなく、家族の不安定化、画一的教育制度、過重な義務（就労、拠出）を伴う社会保障制度に見出される¹⁷⁾。

1970年代後半の政策は、こうした「不適応者」「周縁者（marginiaux）」にたいする「統合（intégration）」政策によって特徴づけられる¹⁸⁾。19世紀末と同様、この時期にはソーシャル・ワーカーの専門化と拡充、精神医療による治療、郊外貧困地域を対象とする住居提供・治安対策などによって、個々の不適応者を

既存の秩序へと「統合」することが目指された¹⁹⁾。

(2) 1980年代

しかし、こうした統合政策は、1980年代には限界に直面する。長期失業や非正規雇用の増大、家族の多様化などによって、従来の福祉国家に統合されない人びとが社会に拡散する。「排除」は周縁化された特定階層の問題から、社会各層に広がる「不安定」な状況一般を指す概念となる²⁰⁾。

80年代以降に既存の福祉国家の正統性を問い直したのは、カトリック系アソシエーションや NGO など、従来の「連帯」秩序の外部に位置する社会運動体であった²¹⁾。この時期には「新しい貧困 (nouvelle pauvreté)」「排除」がメディアを通じて主題化され、数多くの報告書や研究書が現れた。1987年にウレザンスキー神父が社会経済評議会に提出した報告書では、経済的貧困の背景として、学校教育の機能不全、職業訓練の不在、住居の悪化、家族の不安定などが挙げられ、とりわけ社会的紐帯からの脱落が「排除」を生み出す最も基本的な「人権」の侵害と指摘された²²⁾。1992年社会学者フィリップ・ナスの報告書では、「排除」がもたらした社会統合の機能不全によって定義される²³⁾。

「連帯」秩序の一端を担う労働組合は、雇用保証や労働時間短縮など従来の社会権の拡充を要求するにとどまり、「排除」論の主要な担い手とならなかった。戦後福祉国家の内に〈上から〉組み込まれたことで、労働組合勢力は、既得権益の擁護を超える統合機能を果たしえなかった。これにたいして、80年代から90年代にかけて、「排除」論は二つの異なる勢力によって提起された。

一方で、左派の外部から展開されたアソシエーション運動は、メディアを通じて「排除」を問題化した。これらの議論によれば、家族の多様化、職業的不安定、画一的な学校教育の機能不全などによって、個人を「社会化」する紐帯が脆弱化している。個人は決められた権利・義務の対応関係から外れ、社会保障から脱落する「リスク」に常に曝されている²⁴⁾。従来の福祉国家は、社会統合の機能不全によって、その「正統性」を喪失しつつある。

他方で、80年代以降の政府・官僚は、社会支出の削減と両立する「新しい貧困」への対処を主たる課題とした。80年代から90年代にかけて、政府の最も重

要な課題は財政支出の削減であった²⁵⁾。80年代の失業給付削減に続き、90年代には医療・年金の給付資格厳格化、自己負担増大と社会支出の削減が行われることで、デュベイルーの指摘するように、従来の社会保険に依拠する層と、公的扶助に依拠する層との「二重化 (dualisation)」が進展する²⁶⁾。従来の社会保険から脱落した層への最低限の扶助の財源として、保険拠出に代替する租税化 (fiscalisation) が進められた²⁷⁾。「排除」への対応は、こうした層への社会的ミニマムを効率化し抑制するという関心の下で模索される。

(3) 参入政策の展開

80年代後半以降、「統合」政策に代わって「参入 (insertion)」政策の導入が図られたのは、以上のような文脈を背景とする。「参入」政策とは、従来の「連帯」秩序の外部に置かれた個人を秩序へと組み込むために、個人を社会的権利・義務の対応を引き受ける契約主体へと構成しなおすための取り組みを指す²⁸⁾。バリエによれば、その特徴は①契約論アプローチ、②政治・行政・経済・アソシエーションなど多様なアクター間の協力、③困難な地域への焦点化と働きかけの個人化にある²⁹⁾。

参入政策における契約論アプローチの再生は、「排除」論を担う勢力の相違に応じて、異なる二つの含意を有する。一方で、社会統合の機能不全を指摘する勢力は、「契約」当事者である個人の自発性と選択の機会を拡張することによって、秩序の「正統性」の回復を図ろうとする(〈下から〉の参入論)。他方、社会支出削減と「新しい貧困」への効率的対処を重視する勢力は、個人的責任と既存の秩序への参与義務を強調する(〈上から〉の参入論)。これらの区別に留意しながら、以下では具体的な政策展開として、(1)参入最低所得 (Revenue minimum d'insertion)、(2)地域コミュニティ政策 (politique de la ville) について検討したい。

(1) 参入最低所得

参入最低所得は、ウレザンスキー報告書を受けて1988年12月1日ミッテラン大統領二期目の政策の目玉として導入された。それは25歳以上のすべてのフランス人に、最低所得に満たない額を支給する制度である。財源は税で賄われ、

II テーマ別分科会

地域参入委員会（社会部局員，地方議員，ソーシャル・ワーカー，企業，非営利団体）によって社会的あるいは職業的参入への働きかけが行われる（1988年12月1日法第1条）。受給者は地方参入委員会との間に，参入活動を行う義務を負う，という「参入契約」に署名することで期限を延長される。それは当時の左派によって「新しい連帯」（M. ロカール）を象徴する政策とみなされた³⁰⁹。

この政策が，実際多くの人びとに最低限の生活保障をもたらしたことは間違いない。受給者の数は2000年に100万世帯（約190万人）に達している³¹¹。その一方で，導入以降の「参入契約」の締結は5割程度，職業的参入の実績は1割強にとどまっている。支給額は2001年の時点で1人当たり月額約400ユーロ（カップルで600ユーロ，子供を含めたカップルで715ユーロ）であり，個人に多様な職業訓練やキャリア再構築の機会を与えるに十分な額とはなっていない。

参入最低所得は，議会内の左右両派の合意によって成立したが，そこに明確な政策目的への了解は存在しなかった³²¹。右派の論者は「参入契約」を給付の条件とみなすことで，それを給付の削減につながる選別的扶助の一種ととらえた³²³。左派の多くはそれを従来の受動的権利に代わる社会参入に向けた「新しい社会権」とみなしたが，「社会参入」と「職業的参入」の関係³²⁴，周縁化された個人と公権力との「契約」の非対称性など³²⁵ 多くの問題について，議論は詰められないままにとどまっていた。

こうした政策目的の曖昧さは，時の政治勢力による恣意的運用をもたらす。2001年に社会党のジョスバンから右派のラファランへと首相が交代して以降，EUの「社会的包摂（social inclusion）」論が参照され，長期受給者に就労義務を課す就労最低所得（RMA）が新たに導入されることによって，それは社会的合意の不在のまま，ワークフェアとしての性格を一層強めている³⁶⁹。

(2) 地域コミュニティ政策（politique de la ville）

1991年に都市省（ministre de Ville）評価委員会に参画し，地域コミュニティ政策の実践に関わったジャック・ドンズロは，その狙いを次のように述べている。デュルケームに主張された従来の「有機的連帯」（職業的専門化に基づく相互依存）は，経済的不安定の増大ともなって統合機能を喪失している。市などの都市コミュニティ（ville）を単位とした「新しい共同体主義」が必要であ

る³⁷¹。地域コミュニティ政策とは，アソシエーション，NGO，非営利セクター，地方公共団体などの交渉を活性化し，雇用・教育・治安・住居などを横断する開発計画（projet）を下から積み上げ，国家との「契約」によって財政的支援を受けることで，地域コミュニティが主体となって「排除」に取り組むという政策を指す³⁸⁹。それは1989年の都市社会開発事業（Développement social urbain）を契機として，90年代に全国に広く展開された。ある統計によれば，1989年から2001年の間に，600万人の住民を対象に，総計400億ユーロもの資金が投入されたという³⁹⁹。

しかし現在までのところ，この政策は「参入」に十分な成果を挙げていない⁴⁰¹。この政策は，本来地域における「共和主義的伝統」の活性化を通じて，アソシエーション，非営利セクター，地方公共団体の協力の下に，排除された個人に選択や自律の機会を提供し，社会統合を実現することを意図したものであった⁴¹¹。しかしその実践は，むしろ国家の役割の縮小，郊外都市の大規模開発という論理と結びつき，アソシエーションや非営利セクターの〈下から〉の運動を組み込むことに十分成功しないままにとどまっている⁴²¹。

5 結 論

本稿では，フランスにおける包摂論の三つの系譜の中に，現在の「排除」「参入」論を位置づけ，その特徴と課題を検討した。①フランス革命期には，自然権を有する個人同士の社会契約が唱えられた。それは国家と個人の二元的秩序として具体化され，国家への無制約な集権化を導いたとして，その後批判の対象となった。19世紀以降の「福祉国家」と「社会」との対抗軸は，こうした経験からもたらされる。②20世紀の「社会的連帯」は，産業社会を担う個人と社会との擬似「契約」関係に基づく相互の義務を導出し，社会保険の義務化を正統化する役割を果たした。「契約」の論理を実質化するために，中間集団の自治を基盤とする制度構造が要請された。戦後福祉国家は，労使団体を〈上から〉統合するために「連帯」の思想を援用し，労使団体による自治を国家が補完するという構造を採った。③1970年代後半以降，既存の「連帯」秩序の外

部に権利・義務の対応を選択しない（できない）個人が増大することで、従来の秩序の正統性が問い直されている。「排除」「参入」論は、従来の社会統合の機能不全を指摘し、「市民であること」の権利・義務の構造を問い直すとする側と、社会支出の効率化と両立する形で「新しい貧困」への対処を模索する側の双方から、異なる形で提起されている。こうした異なる目的の混在は、政策を主導する政治勢力や実践する主体に応じた恣意的な運用をもたらし、「排除」への一貫した対応を困難にしている。

これまで行われてきた政策配置の転換は、「排除」論の提起する福祉国家の「正統性」問題への解決をもたらしていない。具体的な「参入」政策の背後には、「どのような社会（契約の目的）が望ましいのか」についての合意の形成が不可欠である。そうした合意は、特定の政策を（上から）導入するだけでなく、「新たな契約」へ向けた討議を担う複数の社会的アクターの活性化と、それらを代表する政治的な回路とを必要とする。市場社会へのコンセンサスを前提として包摂政策を進めるイギリス、国家と社会の緊密な協力関係へのコンセンサスを前提に積極的労働市場政策を進める北欧諸国に比べて、現在のフランスの課題は、社会内部の多様な議論⁴³⁾を政治的に代表する回路、とりわけ従来の「連帯」秩序の外部から「排除」を問題化した勢力と、既存の左派政党との結びつきの弱さという点に見出される。

- 1) Levitas, Ruth, *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, Palgrave Macmillan, 2005. フランスの研究は脚注(20)を参照。邦語の代表的研究として、「特集 社会的排除—概念と各国の動き—」『海外社会保障』141号(2002年)、『グローバル化と社会的排除』。各国の政策比較について、宮本太郎「『第三の道』以後の福祉政治—社会的包摂をめぐる三つの対立軸—」山口二郎ほか編『市民社会民主主義の挑戦—ポスト「第三の道」のヨーロッパ政治—』日本経済評論社、2005年、81-107頁など。フランスの排除政策については、都留民子「フランスの貧困と社会保護—参入最低限所得(RMI)への途とその経験—」法律文化社、2000年が詳しい。
- 2) Schnapper, Dominique, « Intégration et exclusion dans les sociétés modernes », Paugum, Serge (dir), *L'exclusion: l'état des savoirs*, Paris, Découverte, 1996, p. 25.
- 3) La Rochefoucauld-Liancourt, *Premier rapport du comité de mendicité, exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail*, Imprimerie nationale, Paris, 1790; *Quatrième rapport du comité de mendicité*, Paris, 1790.

- 4) フランス革命から20世紀初頭までの社会思想史について、田中拓道『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』人文書院、2006年を参照されたい。
- 5) Cf. Castel, Robert, *Les métamorphoses de la question sociale: une chronique du salariat*, Paris, Gallimard, 1995, p. 451.
- 6) この論理は、Ewald, François, *L'Etat providence*, Paris, Grasset, 1986 において詳しく検討されている。
- 7) Bourgeois, Léon, *Solidarité*, Paris, 1896. デュルケームは、個人の「道徳意識の定言命法」を次のように表現する。「与えられた機能を有効に充足できる状態に汝を置け」(Durkheim, Emile, *De la division du travail social*, 5^e éd., Paris, Presses Universitaires de France, 1998, p. 6 [田原音和訳『社会分業論』青木書店、45頁])。
- 8) 「社会的リスクへの自発的かつ相互的な保険が成員に同意され、受容されるところにしか、社会生活は存在しない。社会生活の進歩とは、まさにこの相互保険に関わる共通の対象・利益・リスクの範囲によって測られるであろう」(Bourgeois, Léon, « L'idée de solidarité et ses conséquences sociales », dans *Essai d'une philosophie de la solidarité*, Paris, 1907, p. 48, p. 44)。
- 9) たとえば Bourgeois, Léon, *Solidarité*, (1^{ère} éd., 1896), Paris, Presses Universitaires de Septentrion, 1998, pp. 47 et s.
- 10) 「正常」と「異常」の区別について、Durkheim, Emile, *Les règles de la méthode sociologique*, Paris, PUF, 1956, ch. 3 (宮島喬訳『社会学的方法の基準』岩波文庫、1978年、第3章)。「アノミー」論について、Durkheim, Emile, *Le suicide: étude de sociologie*, Paris, Presses Universitaires de France, 1930, p. 283 et s. (宮島喬訳『自殺論』中公文庫、1985年、313頁以下)。19世紀末の児童病理学、ソーシャル・ワーク、犯罪学、精神医療などの隆盛について、Donzelot, Jacques, « L'avenir du social », *Esprit*, Mars 1996, p. 63.
- 11) ピエール・ラロックがベヴァリッジの影響を受けたという証拠はない。Kerschman, Nicole, « L'influence du rapport Beveridge sur le plan français de sécurité sociale de 1945 », *Revue française de science politique*, vol. 45, no. 4, août 1995, p. 572.
- 12) たとえばラロックは次のように言う。「社会保障におけるフランス的伝統とは、相互扶助、サンディカリズム、かつての社会主義、そして友愛の伝統である。」(Laroque, Pierre, *Au service de l'homme et du droit: souvenirs et réflexions*, Paris, Association pour l'Etude de l'Histoire de la Sécurité Sociale, 1993, p. 199.)
- 13) 戦前の体制からの連続性を指摘する次の解釈を参照。Merrien, F. -X., « Etat-providence: l'empreinte des origines », *Revue française des affaires sociales*, n. 3, juillet-septembre 1990, p. 53; Rosanvallon, Pierre, *L'État en France*, Paris, Seuil, 1990, p. 186; Pollet, Gilles, « La régulation au confluent des coalitions sociales et politiques: l'exemple de la structuration de 'Etat social' français (1850-1950) », dans *Maison des Sciences de l'Homme, Les métamorphoses de la régulation politique*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1998, pp. 329-359. バリエは戦後の体制を、戦前のコルボラ

- ティズムの性格を基礎としながら、ベヴァリッジ型の普遍主義を実現しようとしたものと位置づける。Palier, Bruno, *Gouverner la sécurité sociale: les réformes du système français de protection sociale depuis 1945*, Paris, Presses Universitaires de France, 2001, p. 103. 戦後社会保障形成史研究の代表的なものは以下のとおりである。初期の「一元化」「一般化」原理とその後の過程の乖離を指摘した古典的研究として、Galant, H. C., *Histoire politique de la sécurité sociale française, 1945-1952*, Paris, Armand Colin, 1955. 一般制度の制度史を中心に扱った研究として、Valat, Bruno, *Histoire de la sécurité sociale (1945-1967): L'Etat, l'institution et la santé*, Paris, Economica, 2001. 労働組合の動向を中心に扱った研究として、Dal, Gilles, *La sécurité sociale à ses débuts: réactions suscitées, arguments échangés: aux sources du conflit social*, Paris, Harmattan, 2003; Parodi, Maurice et al., *La question sociale en France depuis 1945*, Paris, Armand Colin, 2000. 邦語では、田端博邦「フランスにおける社会保障制度の成立過程」東京大学社会科学研究所編「福祉国家二 福祉国家の展開[-]」東京大学出版局, 1985年および加藤智章「医療保険と年金保険—フランス社会保障制度における自律と平等—」北海道大学図書刊行会, 1995年が優れている。
- 14) 「社会保障の設立」を定めた1945年11月4日のオルドナンスや社会保障法111条1項では、「社会保障の組織化は国民的連帯の原則に基づく」とされる。
 - 15) 一般に「福祉国家の危機」の背景としては、経済の停滞、社会保障の一般化による支出の増大、家族の多様化と高齢化の進展、産業構造の転換と労働の規制緩和などが指摘される。Bourdelaïs, Patrice et al., *Etat-providence: arguments pour une réforme*, Paris, Gallimard, 1996.
 - 16) Lenoir, René, *Les exclus: un Français sur dix*, Paris, Seuil, 1974; Stoléro, Lionel, *Vaincre la pauvreté dans les pays riches*, Paris, Flammarion, 1974.
 - 17) Lenoir, *Les exclus, op. cit.*, p. 24, p. 117.
 - 18) d'Allondans, Alban Goguel, *L'exclusion sociale: les métamorphoses d'un concept (1960-2000)*, Paris, Harmattan, 2003, p. 23.
 - 19) Chaline, Claude, *Les politiques de la ville*, Paris, Presse Universitaires de France, pp. 20-23.
 - 20) フランスでの「排除」概念の代表的研究として、Donzelot, Jacques (dir), *Face à l'exclusion: le modèle français*, Paris, Editions Esprit, 1991; Paugum, Serge (dir), *L'exclusion: l'état des savoirs*, Paris, Editions la Découverte, 1996 など。邦語では都留民子「フランスの貧困と社会保護」前掲書など。
 - 21) 著名な例として、ウレザンスキー神父の率いる ATD-Quart Monde, アベ・ピエール神父の住居運動, コルシュの「心のレストラン (Restos du coeur)」, 失業者救済運動など。
 - 22) Conseil économique et social, *Rapport de Wrésinski: Grande pauvreté et précarité économique et sociale*, Journal Officiel, 1987, p. 96.
 - 23) Commissariat Général du Plan, *Exclus et exclusions: connaître les populations, comprendre les processus, Rapport par Philippe Nasse*, Paris, Documentation Française, 1992, p. 14, p. 29.
 - 24) Paugam (dir), *L'exclusion, op. cit.*, pp. 16-17.
 - 25) Palier, *Gouverner la sécurité sociale, op. cit.*, p. 196.
 - 26) Dupeyroux, Jean-Jacques et al., *Droit de la sécurité sociale*, 14^e éd., Paris, Dalloz, 2001, p. 76. その他以下を参照。Mongin, Olivier, « Le nouveau partage des rôles entre l'assurance et la solidarité: représentation collective des chômeurs, associations et travailleurs sociaux », *Esprit*, mars-avril 1998.
 - 27) 1995年の時点で、フランスの人口の10%に当たる約600万人が社会的ミニマムの受給者となっている。1989年に参入最低所得の財源として富裕税が導入され、1991年に導入された一般福祉税 (CSG) は1998年には7.5%に達した。1996年には社会保障債務償還目的税 (CRDS), 社会保障財政法による金庫管理の一元化が定められた。
 - 28) Rosanvallon, Pierre, *La nouvelle question sociale: repenser l'Etat-providence*, Paris, Seuil, 1995, pp. 178-9 (北垣徹訳「連帯の新たな哲学—福祉国家再考—」勁草書房, 2006年, 186-188頁)。
 - 29) Palier, *Gouverner la sécurité sociale, op. cit.*, p. 289.
 - 30) Paugam, *op. cit.*, p. 111. 連帯大臣クロード・エヴァンは導入に際して次のように言う。「連帯の要請が我々に課されている。強力で連帯と友愛で結ばれたフランスのみが、今日の挑戦に応えられるであろう。…この政治は、共和国の偉大な原理の延長上にある。」(*Débat parlementaire*, 4 octobre 1988, cité par Paugam, *La société française et ses pauvres, op. cit.*, p. 90.)
 - 31) Palier, *op. cit.*, p. 301.
 - 32) 1988年に国民議会社会委員会の委員長を務めたベロルガイは、この法が「様々な状況の産物」として、深い理解のないまま成立したものであったと回顧している。Belorgey, Jean-Michel, « Lever les malentendus », dans Castel, Robert et Laé, Jean-François (dir), *Le revenu minimum d'insertion: une dette sociale*, Paris, Harmattan, 1992, p. 36.
 - 33) Jobert, Bruno (dir), *Le tournant néo-libéral en Europe: idées et recettes dans les pratiques gouvernementales*, Paris, Harmattan, 1994, pp. 76-78.
 - 34) Badel, Maryse, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Talence, Presses Universitaires de Bordeaux, 1996, p. 516 et s.; Mathieu-Cabouat, Sophie, « Le revenu minimum d'insertion: allocation ou contrat? Un choix nécessaire », *Droit social*, juillet-août 1989, pp. 611-619; Borla, Emmanuelle, « Le revenu minimum d'insertion entre « assistance » et « nouvelles solidarités » », Centre universitaire de recherches administratives et politiques de Picardie, *La solidarité: un sentiment républicain ?*, Presses Universitaires de France, 1992, pp. 136-146.
 - 35) Castel, Robert, *L'insécurité sociale: qu'est-ce qu'être protégé ?*, Paris, Seuil, 2003, p. 78.
 - 36) *Plan National d'Action pour l'inclusion Sociale, 2003-2005*.

II テーマ別分科会

- 37) Donzelot, « L'avenir du social », *op. cit.*, p. 72, p. 77.
- 38) Donzelot, Jacques et Estèbe, Philippe, *L'Etat animateur : essai sur la politique de la ville*, Paris, Esprit, 1994 ; Donzelot, Jacques, *Faire société : la politique de la ville aux Etat-Unis et en France*, Paris, Seuil, 2003, p. 203.
- 39) Bauer, Alain et Raufer, Xavier, *Violences et insécurité urbaines*, 8^e éd., Presses Universitaires de France, 1992, p. 51.
- 40) 1997年にジョスバン内閣の下で行われた地域コミュニティ政策の総括報告では、第三セクターやアソシエーションは、「参入」を可能にするだけの十分な資源や能力を保障されず、期待された役割を果たせなかった、と指摘された (Hansen, Jesper Visti, « Politique de la ville au Danemark et en France », MIRE, *Comparer les systèmes de protection sociale en Europe du Nord et en France*, v. 4, rencontres de Copenhague, Paris, 1999, p. 605)。
- 41) Comité d'évaluation de la politique de la ville, *Le développement social urbain : constitution d'une politique (1982-1992)*, par Donzelot, Jaques et Estèbe, Philippe, novembre 1992, p. 27.
- 42) Hansen, « Politique de la ville au Danemark et en France », *op. cit.*, p. 605.
- 43) 「市民であること」と就労義務との結びつきへの問い直しとして、ドミニク・メーダ【労働社会の終焉】法政大学出版局, 2000年；アンドレ・ゴルツ【労働のメタモルフォーゼ—働くことの意味を求めて—】緑風出版, 1997年；Boisard, Pierre, *Le travail, quel avenir, ?*, Paris, Gallimard, 1997 など。「社会進歩」への問い直しとして, Commaille, Jacques, *Les nouveaux enjeux de la question sociale*, Paris, Hachette, 1997, p. 146 et s. など。